

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンスを最優先に考え、株主の皆様やお客様をはじめ全てのステークホルダーの皆様のご期待に応え、当社の持続的成長及び企業価値の向上を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの継続的強化・改善を経営上の優先課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、2019年6月21日開催の定時株主総会において指名委員会等設置会社に移行し、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4 政策保有株式

当社は、当社の事業展開上、中・長期的なパートナーシップを維持・強化する必要があると、当社の持続的な成長と中・長期的な企業価値の向上のために株式保有が不可欠と判断される場合に限り、政策的な株式保有を行うこととしており、そのような保有の必要性が認められない株式は売却をするなど、政策保有株式の縮減に努めております。

現在保有している政策保有株式については、2018年12月17日の取締役会で個別に、保有目的の適切性、中長期的な経済合理性等を検証しております。その結果、保有する2銘柄の保有の妥当性を確認しております。今後も継続して取締役会で検証します。

また、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、定型的な基準を用いて画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針や戦略等を尊重した上で、中・長期的な企業価値向上に資すると判断できる議案であれば賛成し、価値を毀損すると判断される議案に対しては反対票を投じることとしております。

原則1-7 関連当事者間の取引

当社は、役員や主要株主等の関連当事者間の取引にあたっては、他の取引先の場合と同様に、会社及び株主共同の利益を害することが無いよう、経済合理性を十分検討した上で、複数の関係部署によるチェックと権限委譲規定に定められた責任者による承認に基づいて、取引を行っております。

また、取締役会の決議においては、特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加しないことを取締役会規則に定めております。

原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定拠出年金制度を導入しております。運用が従業員の資産形成に影響を与え得るため、毎年、確定拠出年金運営委員会を開催し、運用商品の選定を行っており、また従業員に対して運用制度の研修を定期的に実施しております。

原則3-1 情報開示の充実

(1) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

企業理念

当社は、三菱グループの「三綱領(所期奉公・処事光明・立業貿易)」の精神を受け継ぐとともに、当社の存在意義を進むべき方向を明確にするために、2018年4月にビジョン・ミッションを制定し、当社ホームページで公表しております。すべての企業活動はこのビジョン・ミッションに基づいて進めております。

https://www.mitsubishi-motors.com/jp/company/philosophy/?intcid2=megadrop_company_philosophy

経営戦略、経営計画

当社は、2017年度に、2019年度までの3か年を対象とした中期経営計画「DRIVE FOR GROWTH」を策定し、当社ホームページで公表しております。

<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/corpmanage/plan.html>

また、2019年度以降の経営方針及び経営戦略の概要につきましては、2018年度有価証券報告書の第2【事業の状況】1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に記載しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記1. 基本的な考え方に記載したとおりです。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬の決定にあたっての方針、手続

後記「1.【取締役・執行役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名にあたっての方針、手続

当社では、指名委員会が、取締役の選解任議案の決定に加え、取締役、執行役及び執行役員の選任・解任の基準、執行役CEOの選定・解職案、執行役CEOの後継者計画等に関する審議を行うこととしております。なお、取締役、執行役及び執行役員の選任・解任の具体的な基準については、今後速やかに指名委員会において定める予定です。

(5) 役員の選任理由

取締役候補の選任理由については、「株主総会招集ご通知」に記載のとおりです。

補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項、株主総会の決議により委任された事項及び事業経営に関する一定の重要事項は取締役会の決議を経るものとしており、これら以外の業務執行に関する決定権限は執行役に委任しております。取締役会の決議を要する事項及び取締役会において報告を要する事項の詳細については、取締役会規則にて規定しております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外取締役の独立性に関する判断基準は後記「その他独立役員に関する事項」に記載の通りです。

補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、取締役15名で構成されております。取締役会出席者15名のうち、過半数以上を社外役員（社外取締役12名）が占めております。これら社外役員には、企業経営者や学者、作家、弁護士、会計士、外交官としての豊富な経験と見識に基づいて、取締役会等において活発に発言いただいております。取締役としての役割を十分に果たしていただいているものと考えますが、引き続き、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性及び規模を意識した体制を構築してまいります。

補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員との兼任状況

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、継続的にコーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、取締役会の実効性を評価しております。

2018年度においては、主に取締役会の構成、取締役会の運営環境等を、全取締役及び監査役に対するアンケート調査の方法によって分析・評価しました。

評価の結果、取締役会の実効性に関する重大な懸念等はないと評価しておりますが、今回認識した主要な課題は以下のとおりです。

- ・経営・事業戦略等に関する理解・議論の充実
- ・社外取締役が当事業について更に理解を深める機会の提供
- ・指名委員会等設置会社への移行に伴う取締役会決議事項及び報告事項の整理

当社は取締役会に関する分析・評価により認識した主要な課題への取組みを含め、更なる取締役会の実効性向上を図り、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

補充原則4-14-2 取締役・経営幹部のトレーニング

当社は、社内取締役、執行役及び執行役員に対し、社外の専門家や外部セミナー等も活用し、財務やコーポレート・ガバナンスに関する事項等について説明する機会を設けるなど、役員としての役割・責務が適切に果たせるよう研修を実施しております。

社外取締役に対しては、定期的に国内外の事業拠点の視察や当社事業について理解を深めるための対話の場を提供するとともに、取締役会の議案と説明資料を事前に配布するとともに必要に応じて事前説明を行っており、取締役会における充実した議論のための準備の機会を提供しております。

原則5-1 株主との対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中・長期的な企業価値向上の観点から、株主・投資家の皆様との建設的な対話が不可欠と考え、これを促進するための諸施策を推進しております。具体的には以下の通りです。

(1) 株主との対話に関する担当取締役の指定

CFOがIR担当の役員として、株主との対話を行っております。

(2) 社内部署の有機的な連携のための方策

当社では、株主や投資家との対話（面談）の対応をIR担当部門（機関投資家対応）と総務担当部門（個人株主対応）が行っており、株主や投資家による当社への理解促進を図るために、IR担当部門と総務担当部門は連携して各種施策を実施するとともに、広報、財務、経理、法務セクションとも有機的なコミュニケーションを取っております。

(3) 対話の手段の充実に関する取り組み

各担当部門による個別の対話（面談）に加え、経営幹部による国内外の投資家訪問や証券会社主催のカンファレンスへの参加などを定期的に行っております。また、個別面談以外の手段として株主総会や国内外の工場見学会、投資家向け事業説明会の場を活用し、丁寧な説明に努めております。加えて、株主・投資家の皆様に当社の事業活動への理解を深めていただくため、投資家向けの当社Webサイトを充実させ、より分かりやすい情報を社外へ発信しております。

(4) 株主の意見・懸念の効果的なフィードバックのための方策

経営幹部に対し、アナリストや機関投資家の関心事項を定期的に（四半期に1回以上）報告しており、アナリストによるレポートを発行の都度報告しております。また、個人株主との対話内容につきましては、その重要性に応じて定期的に（半年に1回以上）経営幹部まで報告しております。更に経営幹部による国内外の投資家訪問や証券会社主催のカンファレンスへの参加、四半期ごとの決算説明会などを通じて、投資家の意見や懸念事項を経営幹部が直接把握しております。

(5) インサイダー情報の管理に関する方策

重要情報の適時開示に関する指針として、開示情報の種類、基本原則、責任者、担当部門、適時開示プロセスなどをWebサイト上に掲載しております。なお、当社は沈黙期間として、通期、四半期の業績公表直前の2週間は、業績見通し関連のコメントは一切行わないものとしております。また、社内資料に関しては、秘匿区分を明確に定めることを徹底しており、インサイダー情報の管理をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日産自動車株式会社	506,620,577	34.03
MAI株式会社	160,329,338	10.77
三菱商事株式会社	137,682,876	9.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	34,258,300	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,879,100	2.14
三菱重工株式会社	21,572,455	1.44
BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	16,439,600	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	14,916,200	1.00
株式会社三菱UFJ銀行	14,877,512	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	14,520,700	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	15名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数 更新	12名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮永 俊一	他の会社の出身者											
小林 健	他の会社の出身者											
川口 均	他の会社の出身者											
軽部 博	他の会社の出身者											
江上 節子	学者											
幸田 真音	その他											
竹岡 八重子	弁護士											
大庭 四志次	公認会計士											
佐々江 賢一郎	その他								○			
園 潔	他の会社の出身者											
坂本 秀行	他の会社の出身者											
宮川 美津子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会			
宮永 俊一		○			_____	□社外取締役への選任理由 世界各地で事業を展開するメーカーにおいて企業経営に長年携わり豊富な経験と実績、高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため。
小林 健	○				_____	□社外取締役への選任理由 グローバルな取引を展開する総合商社における経営者としての豊富な経験と実績、グローバルな事業経営に関する高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため。
川口 均	○				_____	□社外取締役への選任理由 自動車事業における豊富な見識及び経験を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため。
軽部 博		○			_____	□社外取締役への選任理由 自動車事業における豊富な見識及び経験を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため。
江上 節子		○		○	_____	□社外取締役への選任理由 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はないが、企業戦略、マーケティング戦略及び人材育成等における豊富な見識及び経験を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。
幸田 真音	○	○		○	_____	□社外取締役への選任理由 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、国際金融に関する高い見識に加え、作家としての深い洞察力和客観的な視点を備え、財務省や国土交通省の審議会委員を歴任された経験から豊富な見識及び経験を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。

竹岡 八重子			○	○	——	□社外取締役への選任理由 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社での監査役としての経験に加え、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家としての豊富な専門知識と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。
大庭 四志次			○	○	大庭四志次氏が2016年6月までパートナーを務めていた有限責任監査法人トーマツは当社とコンサルティングの取引がありますが、当社売上高0.1%未満の取引であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	□社外取締役への選任理由 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社での監査役としての経験に加え、会計士として長年にわたり活躍され、会計監査の専門家としての豊富な知識と高い見識を有しており、妥当性及び適正性の見地から適切な提言を受けることが期待できるため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。
佐々江 賢一郎	○			○	佐々江賢一郎氏は、2019年5月まで当社とアドバイザー契約を締結しておりましたが、同契約に基づく報酬金額は、当社の独立性判断基準が定める金額(年間1,000万円以上)を下回っており、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	□社外取締役への選任理由 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はないが、外務省において要職を歴任し、外交官としての広範な国際感覚と豊富な見識及び経験を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。
園 潔			○		——	□社外取締役への選任理由 国際的な金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため。
坂本 秀行					——	□社外取締役への選任理由 自動車事業における豊富な見識及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため。

宮川 美津子			○	○	——	□社外取締役への選任理由 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はないが、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家としての豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。
--------	--	--	---	---	----	--

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性	更新
------------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	1	1	4	社外取締役
報酬委員会	5	1	1	4	社外取締役
監査委員会	5	1	1	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	更新	12名
--------	----	-----

兼任状況	更新
------	----

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
益子 修	あり	あり	○	×	なし
加藤 隆雄	あり	あり	×	○	なし
グプタ アシュワニ	あり	なし	×	×	なし
池谷 光司	あり	なし	×	×	なし
安藤 剛史	あり	なし	×	×	なし
稲田 仁士	なし	なし	×	×	なし
辻 昇	なし	なし	×	×	なし
長岡 宏	なし	なし	×	×	なし
服部 行博	なし	なし	×	×	なし
カルティエ ギョーム	なし	なし	×	×	なし
矢田部 陽一郎	なし	なし	×	×	なし
岩本 和明	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	あり
---------------------------	----	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項	更新
----------------------------	----

監査委員会の職務を補助する事務局として監査委員会室を設置し、室長以下、監査委員会の職務の補助に必要な人員を専任者として配置しております。監査委員会の職務を補助する使用人の人事異動については、事前に監査委員会の意見を徴し、人事評価は監査委員会が実施しております。

「監査委員会と会計監査人の連携状況」

監査委員会は、会計監査人から、監査体制、監査計画、監査の実施状況について説明を受け、同時に監査委員会の監査計画、監査実施状況について説明し、相互の情報交換を図っております。また、内部監査部門である監査本部との定期ミーティングには会計監査人も出席し、情報交換の場として有効に活用しております。

「監査委員会と内部監査部門の連携状況」

当社の内部監査部門としては、監査本部内に業務監査部と品質監査部を設置しております。監査委員会は監査本部とのミーティングを定期的に行い、社内及び国内外関係会社を対象とした内部監査結果の状況について説明を受けるとともに、監査本部に対し監査委員会の監査の状況についてフィードバックしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

また、当社の社外取締役の独立性判断基準は以下の通りです。

< 社外取締役の独立性判断基準 >

当該社外取締役が次のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であること

- (1) 当社主要株主 1の業務執行者
- (2) 当社の主要取引先 2若しくは当社を主要取引先とする会社又はそれらの親会社若しくは子会社の業務執行者
- (3) 当社の主要借入先 3又はそれらの親会社若しくは子会社の業務執行者
- (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (5) 当社から、役員報酬以外に多額 4の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ているのが、法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属している者）
- (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者
- (7) 当社から多額 4の寄付又は助成を受けている団体の業務執行者
- (8) 過去3年以内で、(1)～(7)のいずれかに該当していた者
- (9) 現在、近親者(2親等以内)が(1)～(7)のいずれかに該当する者
- (10) 社外取締役としての在任期間が通算8年を超える者
- (11) その他の事情を実質的又は総合的に勘案して、当社との関係性が強いと見られる可能性がある者
 - 1 主要株主: 10%以上の議決権を有する者。
 - 2 主要取引先: 当社の取引先であってその年間取引金額が直近事業年度の当社の連結売上高又は相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超える取引先。
 - 3 主要な借入先: 当社が借入を行っている金融機関であって、その借入額が直近事業年度末の連結総資産の2%を超える借入先。
 - 4 多額: 当社から収受している対価が年間1,000万円以上。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度の実績連動型報酬制度の導入に関する施策の実施状況及び2019年度の実績連動型報酬制度の導入に関する施策の実施状況については、有価証券報告書にその概要を記載しております。

ストックオプションの付与対象者 更新

その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績との連動性を明確にもたせた報酬制度とするため、業務執行取締役を対象としております。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の実績連動型報酬の)開示状況 更新

一部のものだけ個別開示

(個別の実績連動型報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

2018年4月1日から2019年3月31日までの1年間の報酬等として、取締役及び監査役に支払う額は次のとおりです。

(1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

ア. 取締役(社外取締役を除く)

(ア) 報酬等の総額

479百万円

(イ) 報酬等の種類別の総額

固定報酬: 217百万円

業績連動型報酬: 141百万円

ストックオプション: 121百万円

(ウ) 対象となる役員の員数

5人

イ. 監査役(社外監査役を除く)

(ア) 報酬等の総額

52百万円

(イ) 報酬等の種類別の総額

固定報酬: 52百万円

業績連動型報酬: -

ストックオプション: -

(ウ) 対象となる役員の員数

2人

ウ. 社外役員

(ア) 報酬等の総額

138百万円

(イ) 報酬等の種類別の総額

固定報酬: 138百万円

業績連動型報酬: -

ストックオプション: -

(ウ) 対象となる役員の員数

12人

(注) 1. 金銭報酬は固定報酬及び業績連動報酬で構成され、取締役の金銭報酬の限度額は年額20億円(うち社外取締役には2億円以内)であります。また、社外取締役を除く取締役への株式等関連報酬限度額は、年額10億円であります。(2016年12月14日開催の臨時株主総会決議。同株主総会終結直後の取締役は11名(うち社外取締役6名)であります。)

2. 監査役の報酬限度額は月額100万円であります。(2014年6月25日開催の第45回定時株主総会決議。同株主総会終結直後の監査役は5名(うち社外取締役3名)であります。)

3. 業績連動型報酬は、当事業年度の業績に対する報酬であります。なお、2017年度の業績に対する業績連動型報酬は193百万円であり、同年度終了後、当事業年度中に支払っております。2017年度有価証券報告書については支払分を基準に記載しておりましたが、当事業年度より確定金額ベースで記載しております。

4. スtockオプションは、当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、カルロス ゴーン前取締役に割当済みのストックオプションについては、カルロス ゴーン前取締役が2019年6月21日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって任期満了となったことに伴い消滅いたしました。

(2) 役員ごとの連結報酬等の総額等、但し、連結報酬等の総額1億円以上である者

ア. 益子 修 取締役(当社)

(ア) 報酬等の総額

339百万円

(イ) 報酬等の種類別の総額

固定報酬: 99百万円

業績連動型報酬: 141百万円

ストックオプション: 98百万円

(注) 1. 業績連動型報酬は、当事業年度の業績に対する報酬であります。なお、2017年度の業績に対する業績連動型報酬は99百万円であり、同年度終了後、当事業年度に支払っております。2017年度有価証券報告書については支払分を基準に記載しておりましたが、当事業年度より確定金額ベースで記載しております。

2. スtockオプションは、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(2019年6月21日付で指名委員回答設置会社に移行するまで執行役は存在しておらず、個別報酬の開示はしていない)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2018年度の実績及び監査役の報酬額の額及びその算定方法の決定方針、並びに2019年度の実績及び執行役の報酬額及びその算定方法の決定方針については、有価証券報告書に記載のとおりです。

【社外取締役のサポート体制】更新

取締役会及び各委員会については、取締役会、指名委員会及び報酬委員会の事務局として取締役会室を、また、監査委員会の事務局として監査委員会室を設置し、社外取締役をサポートしており、取締役会及び各委員会の開催に際しては、それぞれの事務局が事前に資料等を送付するとともに、必要に応じて個別に事前説明等を行い、あらかじめ十分な検討ができるようにしております。なお、監査委員会室には、必要な人員を専任者として配置しております。

さらに、定期的に国内外の事業拠点の視察や当社事業について理解を深めるための対話の場を提供するなど、社外取締役の監督機能が有効に機能する環境を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、2019年6月21日付で、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の一環として、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性・透明性確保に向けて一層の監督強化及び危機管理の徹底を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現していくために、指名委員会等設置会社に移行しました。

(1) 取締役会及び取締役

取締役会は、経営上の重要事項の決定と執行役の業務執行の監督を行っており、2019年6月21日現在において、上記のとおり、取締役15名で構成され、うち12名は豊富な経験や高い見識等を有する社外取締役であり、さらに社外取締役のうち6名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(2) 委員会

取締役会には、社外取締役が過半数を占める法定の以下の3つの委員会を設置し、取締役会による取締役及び執行役に対する監督と合わせてコーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備しております。

() 指名委員会

取締役の選解任議案の決定に加え、取締役、執行役及び執行役員の選任・解任の基準、執行役CEOの選定・解職案、当社の執行役CEOの後継者計画等に関する審議を行っております。委員長は独立社外取締役(幸田 真音)が務めております。

() 報酬委員会

取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに個人別の報酬等の内容等について審議・決定を行っております。委員長は社外取締役(宮永 俊一)が務めております。

() 監査委員会

取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行うほか、取締役会の判断に基づく社内調査の実施等を行っております。委員長は独立社外取締役(竹岡 八重子)が務めております。

(3) 執行役

執行役は、取締役会から業務執行決定権限を委譲された執行役CEOを執行部門の長として、業務に関する事項の決定を行うとともに、業務を執行しております。2019年6月21日現在において、執行役は12名(執行役CEOを含む)です。

(4) 執行役員

執行役員は、取締役会又は執行役CEOの委任により、当社の一定範囲の機能又は事業を統括し、当該範囲内において当社の業務を執行しております。2019年6月21日現在において、執行役員は15名です。

(5) 業務執行における意思決定プロセス及び各種会議体の概要

当社は、取締役会からの業務執行決定権限の主たる委譲先を執行役CEOとしたうえで、執行部門の長である執行役CEOの他に、当社事業に関するオペレーション全般に関する責任者として執行役COOを置く経営体制としております。また、職務権限分配規程(DOA(Delegation of Authority)規則)に基づき各執行役又は執行役員らに対し、執行役CEOの決定権限の再委譲を行っています。これらにより、業務執行の迅速化と、意思決定プロセスの透明性の向上を図っております。

また、執行役CEOの業務執行決定権限の適正な行使に資するため、その諮問機関として以下の会議体を設置・運用しています。

・「EC(経営会議)」は、執行役CEOの諮問機関として、当社の経営上の重要事項を審議しております。

・「PDM(商品会議)」は、商品開発に関する執行役CEOの諮問機関として、商品開発プロジェクトに関する重要事項を審議・確認しております。

さらに、法令に基づく内部統制の対応を各々強化・効率化するべく、全社横断的な以下の会議体を設置しております。

・「J-SOX推進会議」は、CFO(執行役副社長)を議長とし、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の対応を行っております。

・「内部統制委員会」は、執行役CEOを議長とし、会社法に基づく内部統制を推進しております。

(6) 監査の状況

監査委員会監査の状況

監査委員会による監査については、他の取締役及び執行役等から職務の執行状況について報告を受けるほか、当社及び当社グループにおける内部統制システムの構築及び運用の状況等について内部監査部門等及び会計監査人との連携を通じて又は直接に監査を行い、その結果を踏まえ、取締役及び執行役の職務の執行について適法性及び妥当性の監査を実施致します。

内部監査の状況

当社は内部監査部門として、執行役CEO直属の独立した組織である監査本部に業務監査部と品質監査部を設置し、年度監査計画に基づいて計画的に内部監査を実施しております。

業務監査部は、当社及び国内外関係会社の業務運営が透明性をもって適切なプロセスで運営されているかどうかの監査を実施しております。また品質監査部では、当社及び国内外関係会社の品質関連業務が適正に遂行されているかについて、監査を実施しております。

業務監査部、品質監査部による内部監査の結果は、執行役CEOに直接報告されております。

また、監査委員会と連携しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 室橋陽二(注)、水野友裕(注)、齋田毅(注)、武藤太一(注)

(注)継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士24名、その他31名

d. 監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任することとしております。

また、監査委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とすることとしております。

上記方針並びに監査委員会で定めた会計監査人评价基準による評価結果を踏まえ、会計監査人の選定を判断しております。

e. 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は「会計監査人评价基準」に基づき、会計監査人の品質管理状況、監査チームの相当性、監査報酬等の妥当性、監査委員等とのコミュニケーションの有効性、経営者等とのコミュニケーションの有効性、グループ監査の妥当性、不正リスクの適切な評価及び会計監査人の資格審査について、年2回評価を実施致します。

(7)リスク管理体制の整備状況

当社は「優先リスク管理」、「部門リスク管理」、「関係会社リスク管理」の3つのリスク管理活動を通じてグループ全体のリスク管理体制を整備し、改善を進めております。

優先リスク管理では、当社グループ全体が直面する潜在的影響度が大きくかつ緊急性の高いリスクを選定の上、リスクごとに「リスクオーナー」を設置し、可能な限り早期のリスク低減に取り組んでおります。

部門リスク管理では、本部もしくは製作所ごとに任命された「リスク管理責任者」のもとで、各々に固有のリスクの洗い出し、評価、対策立案・実施、モニタリングのPDCAサイクルを回し、リスクの低減を図っております。

関係会社リスク管理では、当社の関係会社における各種リスクに対する取り組みや、BCPの改善などの活動状況を当社が定期的に確認し、必要に応じて改善を提案、指導しております。

なお、これらのリスク管理の取り組みは、内部統制の主要活動として取締役会に定期的に報告しております。

また、不測の事態が発生した場合に、速やかな経営幹部への情報伝達と迅速かつ的確な対応ができるよう緊急情報連絡システムを運用しております。特に、重大事案発生時の危機管理体制構築のため、緊急対応組織の立ち上げや指示命令系統の明確化などを盛り込んだ緊急事態対応マニュアルを制定し、適切な対応が取れるよう体制を整備しております。

地震などの大規模自然災害や感染症の大流行などが発生した場合は、「お客様、社員とその家族の安全確保と地域社会との共助」を基本方針として、災害対策やBCPに取り組んでおります。

平時から緊急時を想定した各製作所間やグループ会社間の通信連絡訓練を実施しております。

帰宅困難者対策については、本社では3日間の社内待機を想定し、家族との連絡手段の確保や災害用品の備蓄など、近隣自治体と連携しながら取り組みを進めております。

大地震の発生や感染症の大流行を想定した行動計画書を作成し、各地区と連携した訓練によりBCPの改善を図っております。

(8)取締役との責任限定契約の締結

当社と非業務執行取締役各氏(白地浩三氏、宮永俊一氏、小林健氏、川口均氏、軽部博氏、江上節子氏、幸田真音氏、竹岡八重子氏、大庭四志次氏、佐々江賢一郎氏、園潔氏、坂本秀行氏及び宮川美津子氏)との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上部の2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)の冒頭に記載したとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前を目安として早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2014年6月25日開催の第45回定時株主総会から、電磁的方法(インターネット)による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2014年6月25日開催の第45回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページのグローバルサイト、東京証券取引所が運営する適時開示情報伝達システム(TDnet)及び株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに掲載し、海外・外国人投資家の皆様への情報開示に努めております。
その他	・当社ホームページに株主総会招集通知等、株主総会関連書類を掲載しております。 ・株主様の議案検討期間を十分に確保するため、株主総会招集通知は、発送に先立ち、株主総会の3週間以上前に当社ホームページ、東京証券取引所が運営する適時開示情報伝達システム(TDnet)及び株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。 ・株主総会において、スライドを用いた分かりやすい事業報告を実施しております。 ・株主総会の模様をインターネットでライブ中継しております。 ・株主総会終了後から約1か月、株主総会の模様を録画映像にて配信しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は「重要情報の適時開示に関する指針」を作成し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び四半期決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外ロードショー(投資家訪問)を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報(IR)サイトにトップメッセージ、株価・株式情報、決算情報(含む決算説明会の音声配信)、格付情報、アニュアルレポート、ファクトブック、有価証券報告書、株主通信、株主総会招集通知、同決議通知、重要情報の適時開示に関する指針、コーポレート・ガバナンスに関する事項(基本的な考え方と体制、リスク管理方針・活動等)等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専門部署としてIR室((2019年5月末現在、6名体制))を設置しております。	
その他	当事業活動の理解を深めていただく目的で、株主、アナリスト、機関投資家対象の工場見学会、試乗会等を適宜開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、当社に属する全ての役員・社員が遵守しなければならない規範として「三菱自動車グローバル行動規範」を制定しています。また、これを当社グループ会社にも展開しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	2018年4月に制定した企業ビジョン・ミッションに沿って、企業としての社会的責任を果たすべく、事業活動を行っています。 環境問題への対応については、企業経営の重要事項として取り組んでいます。2019年度までの中期経営計画「DRIVE FOR GROWTH」期間中の「環境行動計画」を策定し、活動を推進しています。 これらの活動の進捗については、「CSRレポート」を毎年作成し、当社ウェブサイトで社内外へ開示しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家の投資判断に影響を及ぼす情報を適時適切に開示するために開示情報の種類、開示の基本原則、責任者、担当部門、開示プロセスなどを明文化した「重要情報の適時開示に関する指針」を策定・公開しております。その他には、主にお客様向けに、お客様相談窓口や広告、メディア、ホームページなどを通じた製品情報・サービス・事故・欠陥・苦情等に関する情報などを提供しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社グループの社員が、未来を向き、同じ考えを共有し、一丸となって行動していけるように、ビジョン・ミッションを制定しております。そして、ビジョンを実現するためのミッションに向けて社員一人ひとりが実践しなければならない心構えと行動としてのMMC WAY、さらに、これらの基礎となり、全ての役員・社員が守るべき規範としてグローバル行動規範を制定しております。

また、業務の適正を確保するための体制を整備するため取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議しております。指名委員会等設置会社への移行を受け、当社が2019年6月21日の取締役会において改定を決議した内部統制システム整備の基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、法令や定款、社会規範を遵守するために行動規範の制定、組織体制構築、教育・研修を実施するほか、内部通報窓口を設置するとともに、その情報を予防・是正・再発防止に活用する。
- (2)当社の経営を監視するために社外取締役を選任し、社外取締役である監査委員を含む監査委員会により、監査の充実を図る。
- (3)当社の内部監査部門は、当社の業務遂行が法令、定款、社内規定等に違反していないかについて厳しく監査する。問題点が発見された場合は、関連する取締役等に報告し、以降の改善状況を定期的に確認する。
- (4)当社の会社法に基づく内部統制対応の中核組織として、執行役CEOを委員長、グローバルリスクコントロール担当役員を副委員長とする内部統制委員会を設置する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社の業務上のリスクについては、取締役会や経営会議への付議基準をそれぞれ取締役会規則、経営会議規則において明確に定め、それに基づき運用する。
- (2)当社の各部門等の組織単位でリスク管理の責任者を任命し、この責任者を核にリスク管理体制の確立・強化を図る。
- (3)当社にリスク管理推進担当組織を設置し、全社的なリスク管理体制の整備・強化に努める。
- (4)不測の事態が発生した場合に備え、速やかに当社の取締役等へ情報を伝え、迅速で的確な対応ができるよう体制を整備する。

3. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、全社的な経営計画を定め、その実現に向けた各機能組織の具体的な業務目標と執行方法を明確にし、取締役が定期的に実施状況の報告を受け、経営効率の維持・向上を図る。
- (2)当社の取締役及び執行役の責任・権限を明確にし、取締役会規則及び経営会議規則等に基づき、取締役会や経営会議等の効率的な業務執行を行う。
- (3)当社の効率的な組織運営・業務執行を行う体制を整備し、迅速かつ機動的に重要事項の意思決定を行える体制を構築するため、取締役会は、法令の定める範囲において、業務執行の決定を幅広く執行役に委任することにより、職務執行が効率的に行われることを確保する。
- (4)当社の意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い権限基準を整備する。

4. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規定等に基づき、執行役の職務の執行に係る情報を文書又は電子データとして作成し、管理責任者を定め、情報の重要度に応じ、作成方法、保存方法、保存期間、複写・廃棄方法を定め、適正に管理する。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、各当社子会社の主管組織、当社子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を社内規定等により定め、企業集団における業務の適正な運用を確保する。
- (2)当社は、当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対する指導・管理等を通じて、当社子会社の役職員による法令及び定款に則った適正な業務遂行、当社の定める行動規範の遵守、及び業務監査の体制整備・充実を図る。
- (3)当社は、当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対するリスク管理の実施の指導等を通じて、当社子会社におけるリスク管理体制の整備・強化に努める。
- (4)当社は、当社子会社の規模・業態等に応じ、関係会社管理業務規則その他の社内規定等に従った当社子会社の指導、管理等を通じて、当社子会社の強化、発展及び合理化の促進を図る。
- (5)当社は、当社子会社の事業、業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への事前又は事後の説明・報告が行われるよう関係会社管理業務規則その他の社内規定等を整備する。
- (6)当社及び当社子会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織・社内規定等を整備する。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社の監査委員会の職務を補佐するための組織を設け、専任者を配置する。

7. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人は、執行役又は他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査委員会の指揮命令を受けてその職務を遂行する。
- (2)当社の監査委員会の職務を補佐するための専任者の人事異動については、事前に監査委員会の意見を徴する。また、当該専任者の評価は、監査委員会が実施する。

8. 当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制その他当社の監査委員会への報告に関する体制

- (1)当社の監査委員は、当社の取締役会をはじめ、その他の重要な会議に出席する。
- (2)当社は、経営、コンプライアンス等に係る当社及び当社子会社内の重要情報が確実に監査委員会に提供される仕組みを整備し、運用を徹底する。
- (3)当社及び当社子会社の役職員は、当社の監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (4)執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査委員に報告する。

9. 第8項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査委員会に対して直接又は間接的に報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底する。

10. 当社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

当社の監査委員会は、執行役CEOとの定期的な意見交換を行い、また内部監査部門や会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記(内部統制システム構築に関する基本方針 第12項)のとおりです。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は以下の「重要情報の適時開示に関する指針」に基づき適時開示を実施することとしております。

重要情報の適時開示に関する指針

1. 本指針の目的

当社は、企業の社会的責任(CSR)を果たしていくには、ステークホルダー(利害関係者)に対し適時・適切な情報開示を行い、説明責任を果たすことが重要と考えております。また、これを遂行することで、経営の透明性向上に資するものと考えております。

従い、金融商品取引所(以下、東証)の適時開示制度の遵守を徹底するとともに、開示情報の種類、開示の基本原則、責任者、担当部門、開示プロセスなどを明文化した指針を徹底していきます。

2. 開示情報の種類

本指針の対象とする情報は、東証が適時開示制度により適時適切に開示することを要求する「有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する情報」とします(以下、「重要情報」とします)。

3. 開示の基本原則

当社が重要情報を適時開示するにあたっては、以下の4点を基本原則とします。

(1) 透明性

内容の如何に関わらず、事実に基づいて情報を開示すること。

(2) 適時性

適時かつ遅滞なく開示すること。

(3) 公正性

様々なステークホルダーに対し、情報が公正に伝播されるよう努めること。

(4) 継続性

情報開示の内容について、継続性を持たせること。

4. 重要情報の適時開示責任者

東証の規則に則り設置した「情報取扱責任者」を重要情報の適時開示責任者とします。

5. 適時開示担当部門の役割

IR活動を司る部門を適時開示担当部門とし、役割は下記の通りとします。

(1) 東証の窓口

重要情報の適時開示における東証との窓口です。

(2) 重要情報の開示

当社が重要情報を決定した場合、当社に重要情報が発生した場合及び決算に係る情報については適時適切に開示します。重要情報の情報収集から開示までのプロセスは別添の通り行います。

(3) 適時開示体制の管理

● 整備・改善

重要情報を適時適切に開示するために情報伝達ルートを確立するなど開示体制を整備・改善します。

● 適時開示の意義啓発

重要情報の適時開示の意義を役職員に啓発します。

6. その他

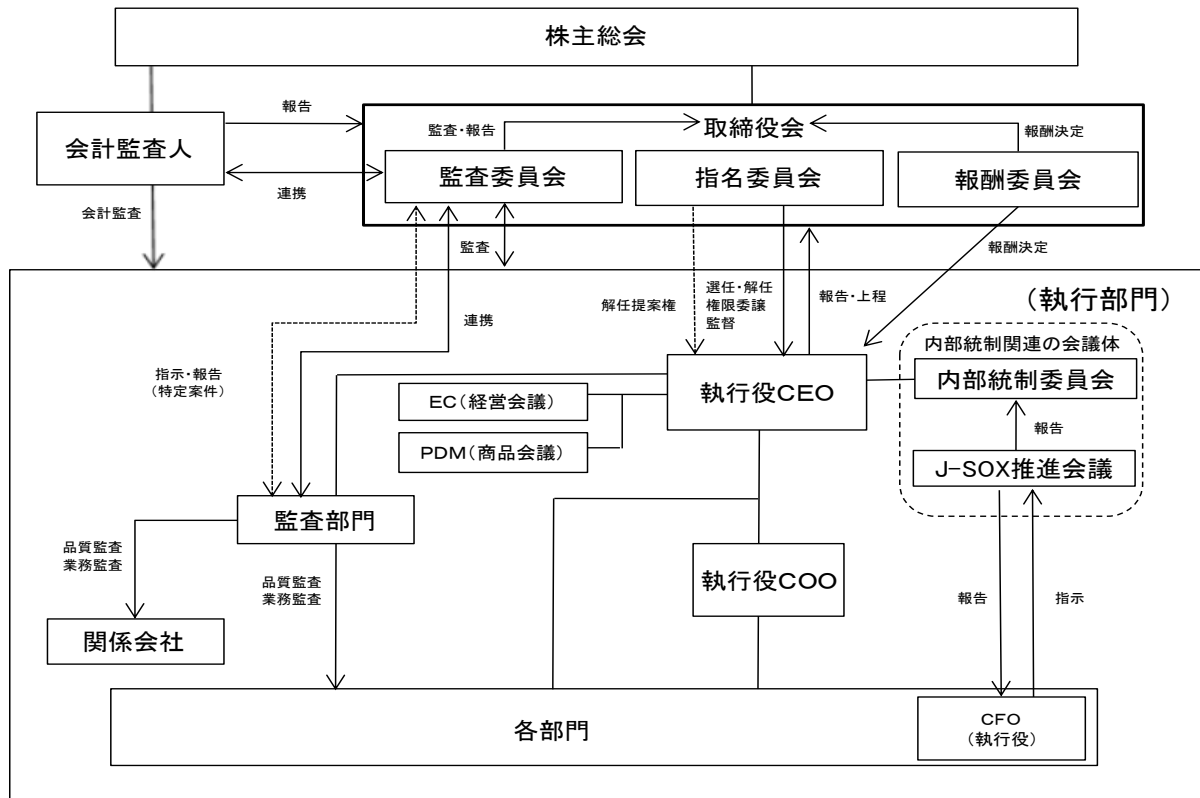
(1) 「風説の流布」への対応

市場での風説に対する問合せには、原則として当社はコメントを行わないこととします。ただし、放置した場合に当社に重大な影響があり得ると判断される場合には、適切な対外的対応を取ることとします。

(2) 「沈黙期間」の設定

当社は通期、四半期の業績公表直前の2週間は、業績見通し関連のコメントは一切行わないものとします。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



重要情報の適時開示プロセス(フロー図)

